



Q

私が勤めている会社にはタイムカードがありません。残業もしており、残業手当が正しく支給されていないか心配です。タイムカードは無いのですか。

A

労働実態に応じて賃金を支払うためには、労働時間の正しく把握する必要があります。また、労働の使用時間などで労働基準法に基づき、会

社側(使用者)は把握した労働時間数を賃金台帳に記入しなければならず、これから、労働時間を適正に把握する責務があります。

労働時間の適正把握

労働時間の適正把握



かを適正に把握すること警備記録などの間にととしています。やむを得ず労働者の自己申告で労働時間を把握する場合は、労働者が付度して残業時間を過少申告していないかなどに注意する必要があります。労働者の自己申告と